

事 務 連 絡  
令和3年3月11日

各府省等任用事務御担当者 様

人事院人材局企画課

職員の採用に当たっての欠格条項の表記について

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第37号)が令和元年6月14日に公布され、同法による改正国家公務員法の施行日(同年9月14日)以後は、成年被後見人等も職員として任用できることとなっております。

今般、厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年被後見制度利用促進室から、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等に関する周知と対応を依頼する事務連絡(別添)が令和3年3月1日付けで発出され、その中で「地方支分部局等を含め職員の採用募集において試験を受けることができない者として成年被後見人等を誤って掲げる等の事例」が見受けられることについても記載されています。つきましては、各府省等におかれては、職員の採用に当たっての募集案内等に、成年被後見人等が国家公務員の欠格条項に該当する旨の誤った表記をしないよう、改めて御留意ください。各府省等におかれましては、今後も公平・公正な任用に努めていただくとともに、地方支分部局等をはじめとする関係機関に対しても、本事務連絡の内容を周知いただくようお願いいたします。

以 上